

M&A ガイドライン第 2 版遵守宣言

1. 依頼者との契約に基づき義務を履行します。
 - ① 善良な管理者の注意をもって仲介業務・FA 業務を行います。
 - ② 依頼者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図りません。
2. 契約上の義務を負うかにかかわらず、職業倫理として、依頼者の意思を尊重し、利益を実現するための対応を行います。
3. 代表者が、支援の質の確保・向上のため、知識・能力向上、適正な業務遂行を図ることが不可欠であることを認識し、当該取組が重要である旨のメッセージを社内外に発信するとともに、発信したメッセージと統合的な取組を実施します。
4. 知識・能力の向上のため実効性のある取組を実施します。
5. 支援業務を行う役員や従業員における業務の適正な遂行を確保します。
6. 業務の一部を第三者に委託する場合、外部委託先における業務の適正な遂行を確保します。
7. 専門的な知見に基づき、中小企業に対して実践的な提案を行い、中小 M&A の意思決定を支援します。
 - ① 想定される重要なメリット・デメリットを知り得る限り、相談者に対して明示的に説明します。
 - ② 相談者の企業情報の取扱いについても善良な管理者の注意義務を負っていることを自覚します。
8. 業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結します。
9. 契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。
 - ① 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
 - ② 提供する業務の範囲・内容
 - ③ 手数料に関する事項
 - ④ 手数料以外に依頼者が支払うべき費用
 - ⑤ 秘密保持に関する事項
 - ⑥ 直接交渉の制限に関する事項
 - ⑦ 専任条項
 - ⑧ テール条項
 - ⑨ 契約期間
 - ⑩ 契約の解除に関する事項及び依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを

明記する場合には、当該中途解約に関する事項

- ① 責任に関する事項
- ② 契約終了後も効力を有する条項
- ③ 仲介者の場合、依頼者との利益相反のおそれがあるものと想定される事項

10. 上記①の説明は、契約を締結する権限を有する者に対し行います。
11. 上記①の説明の後、契約締結について適切に判断するために、依頼者に対し、十分な検討時間を与えます。
12. バリュエーションの実施に当たっては、評価の手法や前提条件等を依頼者に事前に説明し、評価の手法や価格帯についても依頼者の納得を得ます。
13. 秘密保持契約締結前の段階で、譲り渡し側に関する詳細な情報が外部に流出・漏えいしないよう注意します。
14. 慣れない依頼者にも中小 M&A の全体像や今後の流れを可能な限り分かりやすく説明すること等により、寄り添う形で交渉をサポートします。
15. デュー・デリジェンスの実施に当たっては、譲り渡し側に対し譲り受け側が要求する資料の準備を促し、サポートします。
16. 最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。
17. クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。
18. 専任条項を設ける場合、その対象範囲を可能な限り限定する。依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。
19. 専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。
20. 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等を設けます。
21. 直接交渉が制限される候補先は、当該 M&A 専門業者が関与・接触し、紹介した候補先のみ限定します。
22. 直接交渉が制限される交渉は、依頼者と候補先の M&A に関する目的で行われるものに限定します。
23. 直接交渉の制限に関する条項の有効期間は、仲介契約・FA 契約が終了するまでに限定します。
24. テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。

25. テール条項の対象となる事業者を、当該 M&A 専門業者が関与・接触した譲り受け側だけでなく、無限定とする場合には、譲り渡し側が当該 M&A 専門業者の手数料の発生を懸念し、新しく M&A を実行すること自体を断念せざるを得なくなってしまうおそれがあります。したがって、テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。
26. 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということを、両当事者に伝えます。
27. 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示します。
28. 確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。
29. 参考資料として自ら簡易に算定した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
 - ・あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
 - ・当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
 - ・必要に応じて土業等専門家等の意見を求めることができること
30. 交渉において、一方当事者の利益のみを図ることなく、中立性・公平性をもって、両当事者の利益の実現を図ります。
31. デュー・デリジェンスを自ら実施せず、デュー・デリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて土業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。
32. 上記の他、中小 M&A ガイドライン中「M&A 専門業者」に関する記載事項について中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った対応をするよう努めます。



Future Consulting

フューチャーコンサルティング